

認定こども園にかかる論点等について

平成26年6月6日

こども・子育て支援会議 第2回・第3回教育・保育部会において別添資料「本市における認定こども園の方向性」により5項目の課題等と対応方針案を提案し、各委員より次の意見をいただいたところである。

「認定こども園」にかかるご意見と対応方針等

意見	対応内容、方針等
外部搬入の場合、栄養士の配置は最小限として配慮していただきたい。エビエンの研修まで実施している	意見を踏まえて、提供方法や情報開示のあり方について検討していく
新制度のいいところは、保護者が仕事を辞めてもそのまま在園等できることのみ	認定こども園は保護者の就労状況が変わっても、継続利用できることがある。保育所、地域型保育事業は、保育の必要性がなくなれば、原則として利用終了となる
保育所からの移行に伴う園庭基準について、大阪市として特別に扱えないか。でないと定員を下げざるを得ない	園庭基準については従うべき基準であり、市に裁量の余地はないところ
幼保連携型認定こども園の認可基準 園舎の面積について、25人でも35人でも同じ1クラスであり、大阪府基準を適用すると厳しい	幼保連携型認定こども園の本市認可基準では、現行の幼稚園（府認可）及び認定こども園（府認定）の基準を踏襲し、3歳児の学級編制は25人とする方向である
公定価格、上乗せ徴収、定員等未確定の課題もあり、平成27年度移行は厳しい。一旦、認定こども園を返上して、1、2年待ちたい。新制度について、保護者に説明できず、これまで築いてきた信頼関係が崩れるのが怖い	現行の幼保連携型認定こども園が、「みなし認可・確認」の適用を受けず、幼稚園と保育所それぞれ単独の施設として運営することは制度上可能と考えている
認定こども園への移行における定員設定、柔軟にできるのが一番いい	内閣府の「幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について(依頼)」に基づき対応していく
1つの園が1、2号等の定員を設定することになるが、ニーズは毎年、毎月変わるものであり、しかも3～5歳は足りている。1号から2号への動きがあった場合のことも考慮し、園の総定員さえ設定すればよいのではないか	定員の設定方法は、法令で認定の区分ごとに利用定員を定めることとされている
保育所は定員の120%まで受け入れている一方、幼稚園は実人員が定員を超えると、府から厳しい指導が入る。保護者が仕事を辞め2号から1号へ変わる時、どこまで弾力的に受け入れられるのか	基本的に柔軟な取扱いとする方向で、国で検討されている。やむを得ない事情により年度途中で定員を上回することは、法令で認められている

<p>1号認定児童の利用については、公定価格の問題や、11時間保育園児の中に4時間教育の園児が入ってくることになり、園児の生活が大幅に変わってしまうこと、保護者の意識も1号認定児童とそれ以外では違うため、1号設定児童の定員設定に腰が引けている</p>	<p>各施設の判断に資するよう制度説明・情報提供等に努める。認定こども園の類型により1号定員設定の条件(必須・任意)が異っており、幼保連携型では1号定員は必須ではない</p>
<p>大阪市としてどう推進するのか。</p>	<p>本市の認定こども園整備補助事業等により進めていく</p>
<p>認定こども園への移行時に施設整備は</p>	<p>本市の認定こども園整備補助事業等により進めていく</p>
<p>認定こども園への給付は運営費+事務費(徴収・募集にかかる費用)</p>	<p>公定価格には、現行水準ベースに「事務負担への対応」として「保育料徴収等を実施する事務職員配置(非常勤)」を加えることが想定されているところ</p>

本市における認定こども園の方向性について

提案した課題の一つである「3歳以上児の給食の提供方法(自園調理・外部搬入)について」は、委員のご意見を踏まえて、栄養士等による配置を含めた提供方法や情報開示のあり方について検討していく。

第2回、第3回教育・保育部会でいただいたその他の意見について

平成26年6月6日

教育・保育部会において、認定こども園以外の新制度や現行制度に関わっての意見を受けました。主な意見及び本市の見解等は次のとおりです。

新制度の施行時期等について

<ul style="list-style-type: none"> ・27年4月からの施行は拙速すぎないか。 ・施行時期の1年先延ばしや一部施設でのモデル実施などはできないか。移行判断が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の施行は、法に基づくもので本市に裁量の余地はない。 ・法に基づく施行時に本市がモデル実施することは困難である。 ・各施設の判断に資するよう制度説明・情報提供等に努めていく。
---	--

市民周知等について

<ul style="list-style-type: none"> ・市独自のリーフレット等を作成し市民への周知を進めること。 ・事業者への周知や新制度への対応に悩む事業者の相談窓口を設置してほしい。 ・1号認定児童の来年の募集時期もあり、利用料などについて8月までには広報してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等による市民周知、施設等を通じた保護者周知を実施予定。説明資料として制度Q&A等も検討している。 ・事業者の相談窓口は、こども青少年局を基本とし、具体的な窓口部署を設定する。 ・6月13日に保育所等を対象にした事業者説明会を開催。その後も、随時、情報提供等を行っていく。 ・1号認定児童の利用料については、国の上限額の目安については示すことができる。
---	---

入所に係る申請・決定時期等について

<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園での2号・3号児童の入所を現行どおり（園で決定）できないか。 ・1号、2号、3号の申請、決定等の時期を同じにできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正後の児童福祉法73条により、当分の間、保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等の利用について、市町村は調整を行うこととされており、裁量の余地はない。 ・現行制度の入所選考等の課題と関わるが、1号と2号、3号の決定時期等は利用調整等もあり、時間差が生じると思われる。
--	--

事業者の新制度へ移行にかかる意向調査について

<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園からの移行について、保育所制度は未知の世界であり不安が多く、今回の調査では的確な回答が困難である。 ・需給調整により移行不可とならないか。 ・保育所にしても教育標準時間の児童の受け入れに不安があるところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の移行調査では、第1期の事業計画（27年4月～5年間）に合わせて、幼稚園等事業者の参入時期、事業種別、定員規模等を調査する予定である。 ・需給調整については、既存の幼稚園、保育所からの移行には特例の適用がある。 ・国から一旦回答された意向内容を見直すことは可能と聞いており、適宜変更等の調査を行う。
--	--

大阪市こども・子育て支援計画について

<ul style="list-style-type: none">・区ごとにニーズ割合にばらつきがある。保育所の実態を加味したと思うが、幼稚園は加味したのか。・各年齢層に応じた部会を設定すべきではないか。・0歳児は育児休業等の普及により量の見込みの上乗せ等はあまり必要ないのではないか。	<ul style="list-style-type: none">・1号は市全域を区域としているが、2号3号については、行政区を区域としているため、保育所の実態を加味し区毎のニーズ量を算出した。・小学校児童対象として、放課後事業部会も設置している。また、親会議では、様々な施策に関わる専門分野の委員に参画していただいているため、ターゲットを絞った議論をすすめていけるようにしていく。・様々なご意見を参考に本市計画を策定していく。
--	---

現行保育制度に関わるもの

<ul style="list-style-type: none">・保育所整備の今後のビジョンを明確にしていきたい。・小規模保育事業に関して、質の向上や安全性という意味ではA型がいいのではないか。選択肢としてはA型を用意すべき。・保育の質に関して言えば、大阪市は下げたのではないか・保育所に入所が決まる時期が2月となっており、非常に困っている。8割程度は先に決めてしまうことはできないか。	<ul style="list-style-type: none">・待機児童解消施策や保育の実施に関する意見であり、今後の施策を進めるにあたって参考にさせていただく。
--	--